

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年5月28日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

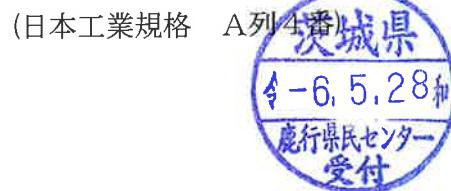
住 所 東京都中央区京橋二丁目3番1号
氏 名 株式会社クボタ建設 東京支社
常務執行役員 東京支社長 藤得 清彦
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-3245-4310

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	KMEW鹿島工場第一工場耐震改修工事に伴う折板屋根裏打ち断熱材除去工事
事業場の所在地	茨城県神栖市砂山5-2
計画期間	令和7年12月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	8.32億円
③ 従業員数	5人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃石綿付着の金属製屋根板取り外し → 二重梱包 → 運搬 (トーテツ興運株式会社に委託) → トーテツ興運株式会社積替え保管施設(栃木県小山市内)で保管 → トーテツ興運株式会社で大型トレーラーで運搬 → 東京鐵鋼株式会社環境リサイクル事業部(青森県八戸市)の電気炉にて溶解し石綿を無害化し、製鉄材料として再資源化



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

排出事業者： 株式会社クボタ建設 作業所 (KMEW鹿島工場内)



収集運搬： トーテツ興運株式会社
(栃木県小山市大字横倉590番地2)



処分： 東京鐵鋼株式会社 環境リサイクル事業部
(青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番4)

なお、株式会社クボタ建設での管理体制は別紙、環境マネジメントシステムに従う。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-
排 出 量	61.07 t	- t

(これまでに実施した取組)

① 現状

当該事業は、廃石綿を無害化させることを主眼としているため、排出量の削減ではなく、早期に除去工を完了させることを目標としている。また廃石綿の処分は埋立処分等ではなく、製鉄用電気炉に投入することで廃石綿を完全に無害化させることが可能であり、処分の方法としては最適であると考える。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-
排 出 量	140 t	- t

(今後実施する予定の取組)

前年度に引き続き、早期に除去工を完了させることを目標とする。処分の方法も同一の方法を取る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状

廃石綿の飛散などの恐れがあるため、分別は行わず、解体した折板のまま袋詰めを行う。

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画

現状の通りとする。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	-	t
(これまでに実施した取組)				
全量を処分業者に処分を委託。				
		【目標】		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	-	t
(今後実施する予定の取組)				
今後も処分業者に処分を委託。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	-	t
(これまでに実施した取組)				
全量を処分業者に処分を委託。				
		【目標】		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	-	t
(今後実施する予定の取組)				
今後も処分業者に処分を委託。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-
① 現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	- t
(これまでに実施した取組) 。			
埋立処分は行っていない			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-
② 計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	- t
(今後実施する予定の取組)			
今後も埋立処分は行わない。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-
① 現状	全処理委託量	61.07 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	61.07 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	- t
(これまでに実施した取組)			
全量、優良認定処理業者へ処理を委託している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	-
	全処理委託量	140 t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	140 t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
工事終了まで優良認定処理業者に処理を委託する計画である。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		61.07 t
	(今後実施する予定の取組等)		
排出から収集運搬、積替え保管、処分の全工程にわたり、電子マニフェストの運用を行っている。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

環境マネジメントシステム組織図

